

令和3年4月28日

包括的合意に基づく保険者間調整に伴う委任状について

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第161号）により、保険医療機関及び保険薬局からの請求に、被保険者の資格に係る軽微な不備がある場合には、審査支払機関は、職権で当該不備を補正することができることとされました。これにより、包括的合意に基づく保険者間調整を行うために提出いただいていた診療報酬債権の行使及びそれに係る代理権の付与をする旨の委任状についても要せず実施することができるようになりました。

既にご提出いただいております委任状につきましては、提出元へ返却する等の取扱いはいたしませんのでご理解賜りますようお願いいたします。

※包括的合意に基づく保険者間調整とは、国民健康保険の加入者が資格喪失後に被保険者証を返還せず医療機関に受診した場合に、国民健康保険の保険者間において調整するにあたり、国保連合会が診療報酬債権行使の委任およびそれに係る代理権の付与をうけて、医療機関等に代わり保険者へ再請求することにより実施しているもの。